

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	特定非営利活動法人生ごみリサイクル全国ネットワーク		
代表者	伊達 昇	担当者	福渡 和子
所在地	〒104 -0033 東京都中央区新川 2 - 6 - 1 6 TEL: 03-3483-3761 FAX: 03-3483-3761 E-mail: nkf@able.ocn.ne.jp		
設立の経緯 ／沿革	90 年 02 月：世田谷区消費者講座 卒業生有志で「リサイクル型社会をめざす世田谷区民の会」（以下「区民の会」）を設立。地元成城地域でビン・缶・紙・布・トレー等のリサイクル活動を始め、拠点回収システムを構築するとともに、生ごみのリサイクルに取り組む。 92 年 08 月：「区民の会」が事務局となり首都圏の女性たちが核となる「生ごみリサイクルネットワーク」を組織し、生ごみリサイクルの普及啓発活動始める。 98 年 04 月：「生ごみリサイクルネットワーク」が核となり学識者や全国の生ごみリサイクルに関心をもつ市民、事業者等に呼びかけ、情報交換・情報共有の場をつくるため「生ごみリサイクル全国ネットワーク」を設立。 03 年 2 月：NPO 法人として認証を受ける		
団体の目的 ／事業概要	☐ 生態系の中の生食連鎖と腐食連鎖についての基礎知識を普及し、国民が生態系循環の中に在る微生物(分解者)の存在を認識することから自然への理解を深め他の生物と共生するためのヒト(消費者)としての節度と責任を感得し、自然と人間が共生する社会の実現を具体化する契機をつくる。 ☐ 生態系循環に則って、生物系廃棄物を安全で健康な作物の生産と土壌修復、エネルギーの生産等に利活用し、人々の健康づくりと持続可能な地域生態系づくりを進め、持続可能な資源循環型の社会経済制度の実現と低炭素社会の構築を図り、以って持続可能な地球生態系をつくるため以下の事業を行う。 ① 生ごみリサイクル推進のため、科学的で効率的な生ごみの収集システム・堆肥化技術及びそのシステム構築の研究と試行 ② 生ごみなど生物系廃棄物の分解に係る土壌微生物への国民の理解を深めるため情報交換・共有の“場”づくり、出前講座の実施、普及啓発冊子・ビデオの制作と配布など ③ 飼料化・堆肥化・エネルギー化など生物系廃棄物利活用技術の調査研究		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	☐ 情報交換・共有の“場”として、全国交流大会（11 回）やフォーラム、研究会の開催。生ごみリサイクルに関するビデオ 3 本を制作し、希望自治体・団体に頒布 ☐ 国会への要望・請願の提出 平成 10 年、「生ごみなど未利用有機物の有効活用を進め、国民全てが健康な農作物入手を可能とする農業への転換」を求める請願を提出。採択され生ごみなど未利用有機物利活用推進が閣議決定され、「環境三法」、「食品リサイクル法」などに反映された。 ☐ 8 自治体と共に“生ごみカラットシステム”の開発と試行事業の実施と検証を行い、所沢市、長野県波田町、逗子市、名古屋市、東京都北区などですでに活用されている。		
ホームページ	http://www.w6.ocn.ne.jp/~namagomi/		
設立年月	1996 年 4 月	* 認証年月日（法人団体のみ） 2003 年 2 月 日	
資本金/基本財産 (企業・財団)	0 円	活動事業費/ 売上高 (H17)	6,487,243 円
組 織	スタッフ／職員数 14 名（内 専従 1 名） 個人会員 534 名 法人会員 147 名 その他会員（賛助会員等） 0 名		

政策のテーマ 家庭系食品廃棄物（生ごみ）の減量と資源化を進める

■政策の分野

・循環型社会の構築 ・地球温暖化の防止

■政策の手段

・制度整備及び改正 ・人材育成と交流

団体名：NPO 法人生ごみリサイクル全国ネットワーク

担当者名：福渡 和子

■キーワード	通気式生ごみ 保管システム	減量と資源化	衛生的な取扱い	身近な温暖化対 策・CO2低減	生態系の保全に 繋がる地域の活 性化
--------	------------------	--------	---------	--------------------	--------------------------

① 政策の目的

国民全てが生態系循環に在る生食連鎖と腐食連鎖および土壌微生物についての基礎知識を持ち、生ごみを科学的衛生的に扱う実践を通して賢い消費者となり「生ごみはミネラル豊富な健康な農作物を入手し土壌を保全するための大切な資源だから活用するのは当たり前」という国民的コンセンサスを醸成すると共に、ごみ処理においても生態系循環に則り、CO2を削減し、低炭素社会実現に向けて努力しなければならないという意識を自治体担当者が自覚するよう誘導する

② 背景および現状の問題点

- 国民生活上、生ごみを可燃ごみとする生活習慣の中から「生態系の中に在る人間の存在」への認識は育まれない。その結果、国民の自然への理解は皮相的なものとなり「自然と人間が共生する社会」が想像できず、その実現、具体化は困難となる
- わが国では家庭生ごみの97%以上を可燃ごみとして焼却している。生ごみ焼却は公衆衛生上の施策として奨められてきたが、生ごみやその他雑多なものを混焼する現在のごみ処理手法は、生成する多様な有害物質除去のため、巨大な化学プラントを建設し、日々膨大な化学物質を使い、多大な財政的負担を払うことを余儀なくされている
- 含水率の高い生ごみを焼却炉の中で「燃やすもの」にするため、炉の中のエネルギーを多く消費し、助燃材を使い、CO2を大量に出している。
地球温暖化の影響が世界各地で顕在化し、低炭素社会実現にむけての努力が各分野でなされている現在、ごみ処理の分野においても資源を大切に活用し、処理システムを3R化し、効率的で環境負荷の少ない方法を模索研究し、無駄な財政出費を削減し、CO2の削減に努めなければならないが、何でも焼却できる便利な化学プラントを持つ自治体担当者のほとんどは現状是認で危機意識もなく改善しなければという認識を持ち合わせていない
- 生ごみ分解に係る土壌微生物についての基礎知識の普及が十分でないため、多くの市民は生ごみを不適切に取扱い、結果生ごみを臭くし、不衛生なものとして焼却に出している。また自家処理を試みる市民も科学的な基礎知識を持ち合わせていないため、特別な微生物資材の使用を奨められたり、ハウツウの方法論だけで取り組むため失敗が多く、継続して取り組む市民は趣味の範疇に止まり、普及努力の割には定着率が低い

③ 政策の概要

- リサイクルの進まない分散排出型有機資源（家庭の生ごみなど）も食品リサイクル法の対象とする。資源化率の達成目標を10%からスタートし、徐々に資源化率を上げていく
 - ① 国および自治体の積極的対応を促す方向での法改正および生ごみなど未利用有機資源の減量・リサイクルに取り組まなければならないよう誘導する施策の策定と実施
 - ② 生ごみなど未利用有機資源の減量とリサイクル普及活動を実践するNPO法人など民間の努力への支援、助成施策の強化

④政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

国と市町村自治体・住民が一体となり大きな社会変革をめざす



社会変革を可能とする原動力は“生態系循環に在るヒトとしての節度と責任”
を自治体担当者および地域住民が自覚することから生まれる

■ 国は食品リサイクル法の一部改正など、早急に制度を整備し、情報交換・情報共有の場をつくり良い自治体事例等を顕彰する

- ① 食品リサイクル法の一部改正。家庭系食品廃棄物も食品リサイクル法の対象とする資源化率の達成目標を10%からスタートし、徐々に資源化率を上げていく
- ② 市町村自治体が環境負荷の少ない社会経済的にも効率的でかつ科学的根拠に基づいたごみ処理システムを構築しなければならないような誘導施策を策定
 - ・ 環境負荷の少ない社会経済的にも効率的合理的な施設整備に対し補助金を出す
 - ・ 既設設備に対しても、CO₂削減・熱活用等に取り組むよう目標を設定し、その目標に達しない自治体は公表など罰則を科す毎年、全国の地方自治体における家庭生ごみリサイクル進捗状況を把握し公表する
- ③ ガイドラインに全面ごみ処理費用の有料化を入れ、資源物の品目に家庭系食品廃棄物を加えるよう指導。ごみ処理においても自治体は低炭素社会実現のための努力を官民協働で行うよう、自治体に条例の制定を促す
- ④ リサイクル事業を推進するための予算を確保する
- ⑤ 生ごみなどバイオマス資源に係る専門技術者の養成
- ⑥ 情報交換・情報共有の場をつくり、PFI方式も含め良い自治体事例を顕彰する
- ⑦ 自治体・住民の意識啓発のため、NPO法人等による啓発活動を支援する

■ 市町村自治体はごみ処理と地域振興、農業振興、土木事業などを統括する組織横断的な部署をつくり、所属する担当者を専従として安易に異動させない

- ① 地域に賦存するバイオマスの調査とその資源化計画をつくる
- ② 環境負荷の少ない合理的経済的なごみ処理システム構築を市民と共に策定する
- ③ ①と②を統合し、地産地消の農産物生産方式を構築し、地域の活性化を図る
- ④ 生産した堆肥は、その品質に応じて土壌改良材、路盤材等に優先的に活用するよう誘導
- ⑤ ごみ処理部門にバイオマス資源利活用専従者を置く

■ 住民は生態系循環の中の生食連鎖と腐食連鎖についての基礎知識を学び、生ごみを科学的・衛生的に取扱い、排出後の生ごみを取り扱いやすくすることに協力。また、そのことがエネルギーを削減し、CO₂削減の一助となることを学ぶ

小学校の理科及び家庭科を統合するカリキュラムの中に、生態系の概要—主に生食連鎖と腐食連鎖—を学ぶ項目を導入し、環境教育の基礎づくりをする

⑤政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

⑥政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

- 1) 生ごみ分解に係る微生物についての基礎知識を持って、生ごみを科学的に衛生的に取り扱う日々の実践の中で、生態系循環が自然そのものであるとの認識を深め、生態系循環の中で他の生物と共生するための“ヒト”としての節度と責任を感得したとき、「自然と人間が共生する社会」像は具体的なものとなり活動の方向性は自ずと定まるので変革は当たり前のこととして住民に受容される
- 2) それぞれの地域における循環型生態系・循環型社会の構築は、地域コミュニティを活性化するだけでなく、地球温暖化の防止につながる
- 3) 生態系循環に則った科学的で持続可能な環境保全型農業の拡がりによって、生活環境は改善され安心して食することができるミネラル豊富な健康な農作物を国民すべてが入手できるようになる
- 4) 生態系循環に則った科学的なごみ処理手法の導入は当たり前のこと（常識）となる
- 5) 生ごみを可燃ごみとする場合も、微生物の基礎知識を持って衛生的な取扱いをして排出することは、省エネルギーとなりCO₂排出を削減し、温暖化対策の一助となる
- 6) 生ごみを衛生的に取り扱うことにより、ごみ出しの日もカラスやネズミは来なくなり、公衆衛生上からも生活環境の向上が期待される
- 7) 人間が生まれた時から死ぬまで共存する微生物についての知識を常識として持つことは、商業主義から身を守るだけでなく、クオリティの高いライフスタイルを維持するための一助となる

⑦その他特記事項

平成 12 年から農林水産省中庭に電動式生ごみ処理機（50kg）を設置。食堂から出る生ごみを一次処理し、植木剪定枝とともに堆肥化。農水省敷地内植栽に施肥。また試行成果品の栽培実験と品質の検討を行う。この事業は 12 年度環境事業団地球環境基金の助成で実施。
この試行事業を契機に人事院、厚生労働省、参議院（一部）、宮内庁、国土交通省、国立国会図書館財務省、内閣府、法務省、防衛庁、総務省、経済産業省、衆議院、外務省等での食堂の生ごみのリサイクルが順次実施されている。